

ボランティア活動実施に関するガイドライン

令和6年12月20日

学生委員会制定

第1章 目的

(趣旨)

第1条 徳島大学学生（以下「学生」という。）が支障なくボランティア活動に参加できるよう、ボランティアガイドラインを定める。

第2章 定義

(定義)

第2条 このガイドラインで定めるボランティア活動とは、学生にボランティア活動参加を依頼したい団体（以下「ボランティア団体」という。）が徳島大学学務部学生支援課（以下「学生支援課」という。）に登録申請を行い、申請が認められた場合、徳島大学認定ボランティア活動（以下「認定ボランティア活動」として、徳島大学が学生に紹介を行うボランティア活動を指す。

第3章 ボランティア団体の登録申請

(登録申請)

第3条 ボランティア団体が、学生に対してボランティア活動参加を依頼する場合は、学生支援課に登録申請を行い、認定ボランティア活動として登録されなければならない。

第4章 学生支援課の認定ボランティア活動についての取扱

(支援の範囲)

第4条 学生支援課の認定ボランティア活動にかかる支援の範囲は以下の通りとする。

- (1) 認定ボランティア活動に関する学生等への情報提供
- (2) 認定ボランティア活動に関する研修・教育等の企画・運営の支援
- (3) 学内外のボランティア活動情報の収集、関連団体との連携、活動時の危機管理等

(認定ボランティア活動の要件)

第5条 学生支援課では、以下の全てに該当し、認定ボランティア活動団体として登録が認められた団体の活動を学生に紹介する。

- (1) 学生本人の意思で参加できる活動
- (2) 営利を目的としない活動
- (3) 公益性及び公共性の高い活動

- (4) 活動にあたり、安全性に問題がないと判断される活動
- (5) 受入れ学生に対し、教育的配慮を伴った対応がされる活動
- (6) 学生が行う取組みとして、徳島大学が適当であると判断した活動
(認定を不可とする活動)

第6条 学生支援課では、参加する学生の安全・安心のため、以下の活動については認定ボランティア活動として認定しない。

- (1) 各種法令に反する活動
- (2) 公序良俗に反すると判断される活動
- (3) 反社会的勢力が関係する活動
- (4) 政治活動や宗教活動に関する内容を含む活動（ただし、徳島大学学生委員会が認めた活動は除く。）
- (5) 営利を目的とした活動
- (6) 有償の活動（交通費・食費など費用弁償程度の支給は無償とみなす）
- (7) 本来有資格者によってなされるべき活動（例：業務独占資格である看護師業務等）
- (8) 危険が伴う活動（車、バイク、自転車等の運転等含む）
- (9) 精神的・肉体的苦痛が心配される活動
- (10) 人命にかかわることが予想される活動（水泳監視、ベビーシッター、病人介護等）
- (11) 当事者と学生ボランティアだけでおこなう活動（危機管理体制が不明瞭な活動）
- (12) その他、学生が行う取組みとして不相当と判断される活動
(認定ボランティア活動団体との申合せ)

第7条 学生支援課は、認定ボランティア活動団体と以下の点を申合せ事項として確認するものとする。

- (1) 活動を始める前に、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動が始まった後には、必要に応じて研修や支援等を行うこと。
- (2) ボランティア活動中は、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動を行うこと。
- (3) ボランティア活動を行う際には、参加申込をした学生がボランティア保険に加入していることを確認してから活動を始めること（団体としてボランティア保険に加入する場合も含む）。
- (4) 活動時間は、休憩を入れて1日8時間、原則として週28時間を超えないものとする。
- (5) 22時以降の深夜活動は禁止とする。
- (6) ボランティア活動の単位認定を希望する場合、計画書の提出が必要となるため、必要に応じて活動証明書の発行もしくは本学指定の「ボランティア活動報告書」へ記名押印を依頼する

ことがある。

第4章 認定ボランティア活動に参加する学生

(遵守事項)

第8条 学生が認定ボランティア活動に参加する際は下記について遵守する。

- (1) 安全管理の徹底等のため、事前にボランティア活動届の提出をすること。
- (2) 挨拶をはじめ、最低限のマナーや約束を守るなど、徳島大学の学生としての自覚をもって活動すること。
- (3) 遅刻や欠席の場合は、必ず受入れ先に連絡をすること。
- (4) 活動中、万が一危険を感じた場合や、本ガイドラインに反していると感じた場合は、直ちに学生支援課もしくは所属学部等学務担当係に相談をすること。

第5章 雑則

(雑則)

第9条 このガイドラインに定めるもののほか、認定ボランティア活動について必要な事項は、学生委員会が定める。

附 則

このガイドラインは、令和6年12月20日から実施する。